

■ 軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

理由1

対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

- ・ 経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。
- ・ 適用税率ごとに区分した経理が出来ない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

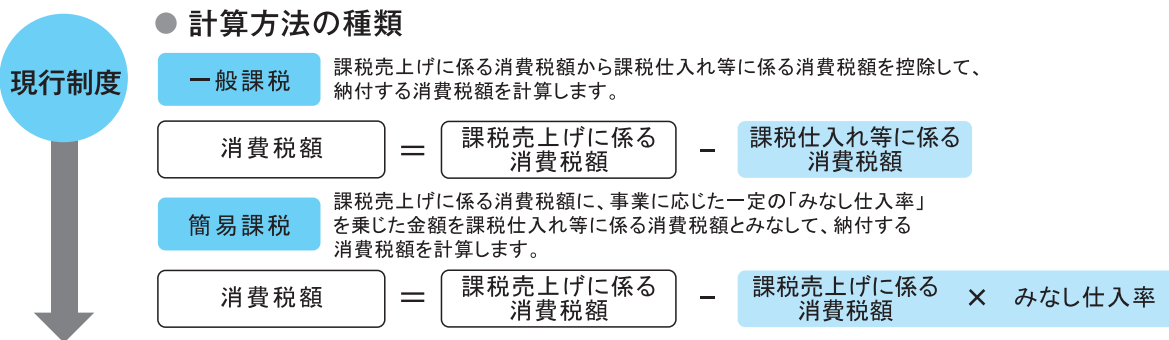
理由2

取引先から新しい記載ルールに基づいた請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3

免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

■ 軽減税率制度の実施で消費税率が2つになりますので、適用税率ごとに区分して消費税額を計算します。



■ 軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後も、納税額の計算方法は現行のものと変わりません。しかし、消費税率が8%と10%の2つになることから、「売上げ」と「仕入れ」を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

$$\begin{aligned} \text{課税売上げ／課税仕入れ等に係る消費税額} &= \text{標準税率が適用される取引総額} \times 10 / 110 \\ &+ \text{軽減税率が適用される取引総額} \times 8 / 108 \end{aligned}$$

■ 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】<http://kzt-hojo.jp> 【専用ダイヤル】0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

■ 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。)と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック



消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ

